

第11回食料・農業・農村政策審議会議事録

日時：平成17年4月12日（火） 14:00～15:40

場所：三田共用会議所第四特別会議室

○八木会長

ただいまから、第11回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

本日は、江頭委員、大庭委員、古賀委員、宮田委員、山本委員、安土専門委員、虫明専門委員、横川専門委員が所用によりご欠席となっております。

食料・農業・農村基本法第14条第3項においては、政府が毎年講じようとする施策を国会に提出する際には、当審議会の意見を聞くこととされております。

このため、本日は、「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」（案）を議題として、審議を行うこととしたいと存じます。

審議は公開されており、一般公募によって、12名の方が傍聴されております。

また、本日、大臣は国会のためご欠席となっており、大口政務官にご出席いただく予定でございますが、大口政務官におかれましては、ご公務のため、会議の後半からご出席いただく予定であります。

なお、会議は16時までを予定しております。円滑な議事の進行に努めさせていただきますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、石原事務次官からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○石原事務次官

ご紹介いただきました事務次官の石原でございます。第11回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから農政の推進につきまして、格別のご高配、ご支援をいただいておりますことに対しまして、この場をかりまして、厚く御礼申し上げます。

前回の3月9日の審議会で、新しい「食料・農業・農村基本計画」につきまして、ご答申をいただいたところでございます。その後、3月25日の閣議で基本

計画の閣議決定をみているところでございます。

また、別途、3月22日に、総理を本部長といたします「食料・農業・農村政策推進本部」を開催いたしまして、基本計画に沿って新たな農政を推進すること、また、輸出の促進を始めとします「攻めの農政」を政府一体となって推進することにつきまして決定させていただいているところでございます。今後とも委員の皆様方には、いろいろな面でご支援いただくことがあろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたしたいと思っております。

本日のこの審議会では、「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)につきましてお諮りいたしたいと思っております。この案は、新たな基本計画に沿って農政を推進する上で重要な意味をもつものでございます。皆様方の忌憚のないご意見をちょうだいいたしまして、この新たな農政を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上、申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○八木会長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、本日の会議における審議事項であります「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)についての諮問を、島村農林水産大臣にかわりまして、石原事務次官からお願いいたします。

○石原事務次官

今日、国会がございまして、そのために大臣が出席できませんので、私がかわりまして、諮問案を朗読させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典 殿

農林水産大臣

島村 宜伸

平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法第14条第3項の規定に基づき、貴審議

会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

○八木会長

それでは、ただいま農林水産大臣から諮問のございました「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)につきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。

まず、事務局から諮問案についての説明をお願いいたします。

○涌野情報課長

情報課長の涌野でございます。よろしくをお願いいたします。座ったままで説明させていただきます。

お手元に資料が何種類かございますが、「配布資料一覧」でご確認いただきたいと思います。

資料、参考資料1から4まで、また、新たな「食料・農業・農村基本計画」関係パンフレットが配付されております。

本日は、この中の参考資料1「平成16年度 食料・農業・農村の動向に関する年次報告」の要旨案を中心に説明させていただきたいと思っております。

なお、動向編の本体であります参考資料2と資料「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)につきましても適宜ご参照いただければと思っております。

先ほど行われました諮問につきましては、「講じようとする施策」についてのものがございますけれども、どのように現状を分析して、この「講じようとする施策」に至ったかということにつきまして、動向編を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料1でございますが、最初に、「平成16年度の食料・農業・農村の動向」のポイントや特徴をご説明いたしたいと思っております。参考資料1の目次をお開きください。

今年の最大のねらいといたしましては、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革の方向について、国民の皆様の理解と関心を深めていただくことにございます。このため、基本計画関係の「特集」を冒頭に設けておりま

す。「特集」の設定は、前回の基本法制定直後の12年度以来5年ぶりのことと
ございます。

次に、「トピックス」といたしまして4つ掲げてございます。1つ目が、昨年の
たび重なる気象災害や新潟県中越地震、2つ目が、「攻めの農政」の柱の1つで
あります農産物輸出、3つ目が地域ブランド化、4つ目が農産物貿易交渉関係
でございます。

次に、I章、II章、III章でございますが、目次に沿って、今年の特徴を簡単に
ご説明させていただきたいと思っております。

まず、第I章につきましては、第1節では、食の安全確保に向けた取組状況と
課題、各主体別の役割について記述しております。

第2節では、食料消費、食料産業、輸入の動向を踏まえまして、食料自給率の
動向と課題、その改善の方向を記述しております。特に、自給率につきましては
は、前基本計画の検証や新たな基本計画の下での今後の課題や取り組むべき事
項の整理に力点を置いております。

第3節では、特に、東アジアの農産物貿易の動向につきまして、生産、消費、
貿易について多角的に取り上げているところでございます。また、中国は既に
農産物純輸入国になっておりますことも含めまして、その貿易動向を整理して
おります。

第II章につきましては、第2節では、特に、今回の基本計画の見直し議論の主
要検討課題でありました事項を第4とし、農業構造面の改革の方向を提起して
おります。

第3節では、本節を新たに設けまして、第4節の環境保全の取組も含めて、消
費者・実需者ニーズに即して、国産の強みを活かした農業生産の展開の必要性
や現場での取組の動きを紹介しております。

第III章につきましては、第2節では、(2)の農地・農業用水を始めとする農村
の地域資源の保全管理の動向や課題、第3節では、農村における経済のサービ
ス化の動き等を踏まえた直売所、農業と他産業との連携、人材・組織づくりな
どについて、事例を多用しながら課題を整理しているところでございます。

なお、農業白書につきましても、わかりやすく読みやすい白書となるように幾
つか工夫させていただいております。

第1点目は、各章ごとの「ポイント」を、各章の冒頭に整理しております。

第2は、一つの文章をできるだけ簡潔にということで、4行以内を目途に努力しております。

3つ目は、専門用語やカタカナ用語についてはできるだけ使用を避ける。使う場合は、注をつけて説明することに努めております。

4点目は、現場の動きをできるだけ反映するように、昨年に比べまして事例の数を5割増しにしております。

そのような改善を図っているところでございます。

4ページ以降でございますが、「特集」、「トピックス」について掲載してございます。

4ページの中ほどに空白のところがございますけれども、ここは後ほど写真を入れたいと思っておりますので、空白のままではございません。

1ページおめくりいただきまして、5ページからでございますが、5ページからそれぞれ食料、農業、農村分野の情勢変化の特徴を、11ページから14ページにつきましては、基本計画のポイントを整理しております。特に、11ページの2では、情勢変化を踏まえました改革の必要性や基本的視点、自給率目標と重点的取組事項、適切な役割分担の下での関係者の主体的な取組の必要性、施策の的確な工程管理などを紹介しております。

また、15ページでは、17年度の主要施策のポイントを掲載しているところでございます。

16ページ以降が「トピックス」でございますが、1枚おめくりいただきまして、17、18ページは、「頻発する気象災害と新潟県中越地震」でございます。16年の記録的な台風上陸や新潟県中越地震等による被害の大きさ、自然災害の影響を受ける農林水産業の維持・発展は、多面的機能の発揮の観点からも重要であることを記述しております。

19～20ページは、「戦略的な農産物輸出の促進」でございます。我が国の「攻めの農政」の柱の1つといたしまして、農産物輸出につきましては、2009年までに倍増することを目指して取り組むこととされておりますが、その可能性の大きさや様々な取組、民と官が一体となった取組の推進の重要性を訴えているところでございます。

21、22ページは、「地域ブランドの確立への動き」でございます。国産品種の海外流出の問題と対策に触れながら、地域ブランドや国産の強みを活かすことの重要性を訴えております。

次に、23、24ページは、4点目の「本格化する農産物貿易交渉への取組」でございます。WTOやFTAにおける農産物貿易交渉の取組状況や成果、今後の基本的なスタンスについて記述しているところでございます。

25ページ以降は、先ほど申しましたI章からIII章についての記述でございます。

まず、25ページの第1節は、「食の安全・安心をめぐる動向と課題」でございます。

(1)の「食の安全・安心をめぐる情勢の変化」では、BSE等々を踏まえまして大きな変化がございましたけれども、このような変化の中で、図—1にありますように、食品の安全性に関する知識がふえた消費者は、値段より安全性を重視するなどの購買行動へと変化しております。

また、(2)の「食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組と課題」では、①から④にかけて、行政の取組、JAS等の食品表示、トレーサビリティ・システムの構築の取組、生産者・事業者の法令遵守等の取組について、実態や課題を整理しております。

次の27ページの⑤でございますが、右の図—3にありますように、食の安全性を確保するためには、自らが適切な判断能力を身につけることの大切さを消費者自身も認識されているということでございます。

27ページの⑥でございますが、食の様々な問題の背景には、「食」と「農」の距離の拡大があり、今後、「消費者と生産者等のお互いの顔のみえる関係づくり」の重要性を記述しております。

(3)の「BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題への対応」では、特に、①で、国内のBSE対策の見直しの検討状況やリスクコミュニケーションの重要性を、②で米国BSE問題について、右横の表—1にあります。米国との協議経過や食の安全を基本とした我が国の交渉スタンスを中心に、最新の動きまで記述したいと考えております。

29ページの第2節「食料消費と食料自給率の動向」でございます。

(1)の「食料消費の動向」につきましては、少子高齢化が加速する中で食の変化を促す要因としては、例えば、右の図—4にございますが、60歳以上層と20歳代層や30歳代層の食料品の購入単価の違いがみられますように、年齢による違いがあります。また、年齢の高まりに伴い、健康・安全性志向も強まっている状況にございます。

(2)の「食料産業の動向」につきましては、国内総生産の約1割を占めます食料産業では、図—5のように、食生活の多様化・高度化の進展に伴いまして、関連製造業や関連流通業の割合が増加しております。このような中で、関連製造業につきましては、生産者に対する農業生産資材の低廉な価格での供給が重要であること、また、関連流通業を中心にいたしまして、物流の合理化や小売業者と納入業者の取引方法の改善など、食品流通システムの構造改革が重要であることを記述しております。

31ページにございます。図—6にございますが、最近では、最終製品や外食向け生鮮品の輸入が増加しておりますほか、図—7のように、海外に進出した食品企業の現地法人が、現地、あるいは第三国から調達した原材料をもとに製造・加工を行い、我が国に製品を輸出するという動きも顕在化しております。

このような動きの一方で、食品産業から国内産地と結びつきを強める動きもあります。これら加工・業務用需要に対応する国内生産体制整備の重要性を記述しております。

(3)の「農産物輸入の動向」では、最近の特徴として、輸入品の加工の高度化や輸入ロットの小口化、中国への依存度の高まりを指摘した上で、図—8にありますように、特定国に輸入の多くを依存しております我が国は、食料の安全や安定供給確保の観点から脆弱性を有していることを記述しております。

33ページ、(4)の「食料自給率の動向」につきましては、基本計画の内容に沿って記述しております。

アの「我が国の食料自給率の特徴」では、自給率低下要因として、従来の食生活の変化に加えまして、生産面での作付延べ面積の大幅な減少が影響していることを記述しております。

イの「前『食料・農業・農村基本計画』策定以降の食料自給率の動向」では、前基本計画の検証の観点から、図—9にありますように、小麦や大豆の国産熱量は増加しておりますが、米を始め、多くの品目で減少していること、また、図—10にありますように、多くの品目で前基本計画の消費・生産の22年度目標と大きく乖離していることを記述しております。

35ページでございます。その上で、図—11にありますように、加工や外食への輸入食品仕向けの割合が増加していること、食生活指針が具体的な食生活の見直しにつながっていないこと、前計画下での自給率目標の認知度が消費者・農業者ともに低いことなど、自給率向上の取組が不十分だった要因も記述しております。

ウの「新たな基本計画のもとでの食料自給率向上に向けた課題」では、今回の基本計画の内容に沿いまして、自給率目標設定の基本的考え方、重点的取組事項の明確化と関係者の具体的行動の喚起、食料供給力の強化の重要性を記述しております。

次に、(5)の「食生活の現状と地産地消及び食育の推進」につきましては、飽食の下での食の乱れや大量の食品ロスの問題を指摘いたしまして、食生活の見直しや地産地消、フードガイドの策定と活用、食育の重要性を記述しております。

次の37ページは、第3節「世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向」でございます。

(1)の「穀物等の国際需給とアジアの農産物貿易の動向」につきましては、特に東アジアの生産、消費、農産物貿易の動向の分析に力を入れてございます。東アジアにつきましては、生産、消費構造の変化を受けて、図—12にありますように、輸入、輸出の増加と域内依存度の上昇等がみられ、今後、その影響力が強まる可能性を記述しております。

(2)の「農産物貿易交渉の動向」につきましては、先ほど「トピックス」でご紹介させていただきましたように、WTO農業交渉や経済連携協定のこれまでの交渉経過や合意の内容、さらに、今後の交渉に臨む基本的なスタンスを記述しております。

39ページからは第Ⅱ章の農業分野でございます。

第1節の(3)の「農業労働力」の動向につきましては、図—13にありますように、基幹的農業従事者の昭和1けた世代のリタイアの加速化や農業法人への就業など、就農経路の多様化を取り上げております。

また、ウの「女性農業者の動向」につきましては、その重要な役割、活動の場を広げている実態等について取り上げておりますが、白書の本体では、さらに、家族経営協定、認定農業者の拡大、農協や農業委員会への参画促進、女性の活

動や子育て等の負担軽減を支援する情報提供等の推進の必要性を記述しております。

次の41ページからは第2節「農業の構造改革の加速化」でございます。

(1)の「担い手の育成・確保」をめぐる動向につきましては、①から④にありますように、認定農業者、農業生産法人、集落営農組織、農業サービス事業者の動向や課題をまとめております。

また、(2)の「農地等の確保と有効利用」につきましては、耕地利用率、農地の利用集積、優良農地や水の確保等の動向や課題を整理しております。

(3)の「農業構造の動向」につきましては、図—16にありますように、「65歳未満の農業専従者がいる主業農家」が占める経営耕地面積の割合は、都府県の水田作部門では2割未満であることや、多くの経営部門で、平成7年から15年にかけて占有率が低下していることを記述しております。

43ページの(4)でございますが、「担い手・経営対策、農地制度の改革と地域農業の再編・活性化」につきましては、これら担い手や農業構造の動向等を踏まえ、望ましい農業構造の確立に向けて、基本計画の下での主要政策の展開方向を整理しております。

アの「担い手政策の改革」といたしましては、地域での担い手の明確化と育成、施策の集中・重点化、小規模農家等を含む集落を基礎とした営農組織の育成、担い手の育成・確保の全国的な運動の展開を、イの「経営安定対策の新たな展開」といたしましては、右の図—18にありますような品目横断的政策について、その導入の必要性を、ウの「農地制度の改革」といたしましては、今国会に提出されております農業経営基盤強化法の改正を始めとした農地制度の改革の必要性を、エの「地域における農業の再編・活性化」といたしましては、兼業農家、高齢農家を含めて、多様な担い手による地域農業再編に取り組む重要性をそれぞれ記述しております。

また、白書の本体では、様々なタイプの地域農業再編の事例を紹介しております。

45ページは、今年度の白書で、第3節「国産の強みを活かした農業生産の展開」として、力を入れて新たに整理した箇所でございます。我が国の農業生産の転換の必要性や「攻めの農業」の展開方向を訴えたいと考えております。

(1)の「国内農業生産をめぐる情勢の変化」につきましては、消費者や実需

者は、国産農産物について、安全性、品質、おいしさの面を評価し、ある程度割高でも国産品を購入する意向がございしますが、図—19にありますように、多くの品目でかなり割高であるというのが実態でございします。このような環境の下で、国内農業の競争力を強化するためには、国産の強みを最大限活かした生産体制に転換する必要性を指摘しております。その具体的な方向として、4項目を取り上げております。

第1点目は、アの「食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組」でございします。図—20にありますように、各産地では栽培管理情報の記録・保管の取組が進みつつあります。この取組にはコストや労力等の問題もありますが、この取組とあわせて、適正農業規範の推進の重要性を記述しております。

47ページでございします。2点目は、イの「国産の強みを活かした地域ブランドの確立に向けた取組」でございします。これは「トピックス」で紹介させていただきました。

3点目は、ウの「食品産業の需要にこたえる取組」でございします。図—21にありますように、食品産業の中には、安全・安心、おいしく質の高いものを求めて、国産の調達を増やす動きもございします。この動きに対応して、生産者や産地が主体的に取り組むことの重要性を記述しております。

4点目は、エの「技術の革新・開発を核とした取組」でございします。公的研究機関や民間企業の役割分担による産学官の連携の取組の重要性を指摘した上で、図—22にありますように、担い手が技術指導体制の強化や新技術情報の迅速な提供を求めていることを踏まえまして、現場ニーズに直結した新技術開発の重要性を指摘しております。

49ページ、(3)の「農産物輸出の取組の推進」でございします。農産物輸出につきましては、2,000億円程度でございしますが、右の上の図—23にありますように、リンゴ、長芋などは着実に輸出を伸ばしております。その要因といたしましては、日本の食文化への関心に加えて、図—24にありますように、アジアの高額所得者層の出現がございします。具体的な取組の成功事例につきましては、下の事例にございしますけれども、相手国マーケットの特徴の把握や品質管理、流通体制の整備等があります。農産物輸出は、「攻めの農業」を担う分野といたしまして、事前の市場調査、販売・流通体制の整備、ブランドイメージの確立等の重要性を記述しております。

次の51ページは、第4節「環境保全を重視した農業生産の推進」でございします。京都議定書が2月に発効するなど、地球環境問題の取組強化が求められておりますが、農業生産活動につきましても、図—25にありますような様々な環境負

荷のリスクをもっております。今後、環境保全を重視いたしました農業への転換が必要とされております。しかしながら、図—26にありますように、環境保全型の栽培は、通常の栽培に比べまして、労力面やコスト面で負担が大きいという問題がございます。これらを踏まえまして、今後、クロス・コンプライアンスの考えに基づきまして、農業者が取り組む環境農業規範を実践する者への各種支援の実施、地域の環境保全を目指した取組の重要性を記述しております。

53ページは、第5節「需要に即した生産の促進」でございます。米、麦、大豆、野菜、畜産の生産、消費面の動向と課題を記述しております。例えば（1）の「米」につきましましては、図—28にありますように、水田農業ビジョンの下での売れる米づくり、米飯給食の一層の普及等の消費拡大や消費の多様化への対応の重要性について記述しております。以下は省略させていただきます。

57ページからは第Ⅲ章の農村分野でございます。

第1節の「農村の現状」では、右上の図—34にありますように、今後の人口減少局面の下でも東京圏への集中が続き、地域社会の活力低下等が懸念されております。また、地方圏の依然厳しい経済の状況やその中でのサービス化の進展、図—36にありますように、農家率の高い農業集落の構成比の低下等を記述しております。

59ページは、第2節「農村の有する資源の現状」でございます。

（1）の「農業の有する多面的機能」では、その効果につきましましては国民全体が享受しておりますが、農業生産活動の停滞により、その発揮に支障のおそれがございます。今後、地域での取組等を通じて、その具体的な役割等について、国民に理解を求めることの重要性を記述しております。

（2）の「農村の地域資源の保全管理の動向」では、図—38にありますように、農村の多様な資源について、農家は、これまでの農家主体の保全管理に対して負担感を増しております。特に、国民生活に不可欠な社会共通資本の農地・農業用水等の保全管理の負担感が高くなっております。

61ページでございます。このような状況の下で、62ページの図—39にございますが、資源を保全管理していくために、農家は、地域住民、行政、農業関係団体との連携を望んでおります。今後は、地域住民等が幅広く参加する組織づくりや効果の高い保全管理活動の促進が重要であることを、事例を用いて記述しております。

（3）の「バイオマスの利活用の動向」では、バイオマスは、循環型社会の実

現に役立つものとして期待されておりますが、実際の利活用はまだ不十分であります。図—40にありますように、初期投資や収集・流通にかかるコスト負担等の課題があり、今後、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の下で、利活用の高度化、地域特性に応じたシステム構築等の推進の重要性を記述しております。

63ページは、最後の第3節「活力ある農村の創造」でございます。

(2)の「活力ある農村の創造に向けて」のアの「地域資源の積極的な活用による都市と農村の共生・対流の促進」につきましては、図—41にありますように、地域資源として活用しているものでは、農林水産物の活用が最も多くなっておりますけれども、都市住民は、農村生活体験などサービスの提供に対しての満足度が高い傾向にあります。今後、これらの点も踏まえまして、人と物と情報が双方向で行き交う共生・対流の取組が重要となっております。

都市農業についても、その様々な役割や課題、地域での取組事例を紹介しております。

63から65ページにかけまして、「農村経済の活性化と農業と他産業の連携の推進」について整理しております。経済のサービス化が進展する中で、図—42にありますように、農林水産業は、サービス業等第3次産業にもたらず波及効果が拡大しております。このような状況の下で、農業のソフト化、サービス化、他産業との連携の観点から、農産物直売所の動向、65ページになりますが、グリーン・ツーリズム、66ページの図—44の事例のように、食料産業クラスターの形成の動きのような地域内の異業種連携、図—45にあります地場産業振興の連携・協力の動向等取り上げながら、地域の多様な主体や地域を越えた連携の重要性を指摘しております。

最後に、ウの「地域活性化を支える人材・組織の育成と連携」につきましては、図—46にありますように、都市と農村の共生・対流活動の推進には、地域住民の参加やリーダーの確保が課題であることを踏まえまして、女性、高齢者の活用も含めた人材の育成や組織づくり、市町村合併が進展する中での農業委員会等による農村現場での関係機関の連携等の重要性について記述しております。

以上が動向につきましてのご説明でございます。

引き続きまして、資料「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)について、簡単にご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、目次をごらん下さい。

「講じようとする施策」につきましては、ただいまご説明申し上げました動向を考慮しつつ、平成17年度予算及び今国会提出法案等の概要をとりまとめたものでございます。

この「講じようとする施策」の構成につきましては、施策部会におきまして、新たな基本計画の項目に沿って行うという考え方につきましてご了解いただいておりますので、その考え方に沿いまして整理させていただいております。

この中で、1ページから7ページの「概説」につきましては、施策の背景や重点、財政や立法措置など施策の全体の概要を、前年度の「講じようとする施策」と同様に記述しておりますが、「施策の背景」や「施策の重点」の中では、前基本計画策定以降のこれまでの主な農政改革の年表や新たな基本計画の施策、改革の進め方など、図表を用いて解説するなど、できるだけわかりやすく、新しい基本計画に基づく施策の展開を踏まえた編集に心がけております。

I章からVII章までにつきましては、先ほど申しましたように、新たな基本計画の項目に沿って整理をいたしております。

このうち、第V章の「国際交渉への取組」につきましては、農産物貿易交渉に関わる施策の重要性を踏まえて、昨年度から新しく項目を立てておりますが、17年度も引き続き項目立てをさせていただいております。

以下の内容につきましては省略させていただきます。

このほか、参考資料3がございしますが、これは、「16年度に講じました施策」につきまして整理させていただいたものでございます。

○八木会長

ありがとうございました。

本日の「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」（案）については、これまで施策部会で議論が行われておりまして、去る3月31日にも同部会が開催されております。これまでの同部会での審議状況について、上原部会長代理からご報告をお願いいたします。

○上原施策部会長代理

それでは、施策部会における審議経過を簡単にご報告させていただきたいと思っております。

この「講じようとする施策」は、「食料・農業・農村基本計画」に沿って、総合

的かつ計画的に推進することとされておりますので、先月25日に閣議決定されました新たな基本計画の構成や内容を踏まえて、その上で17年度の「講じようとする施策」がとりまとめられていくように十分に配慮して審議されて今日に至りました。つまり、この「講じようとする施策」も、新たな基本計画の構成や内容についての審議経過を踏まえつつ審議されてきたということでございます。

まず、第1回目としまして、平成16年9月13日に第12回施策部会が開催されました。ここでは、「講じようとする施策」の作成に向けた基本的な考え方が議論されまして、この結果、本年3月の策定に向けて企画部会で審議が進められていました新たな基本計画の項目に沿ってとりまとめていくことが確認されました。

この審議に際しましては、食料自給率向上の意義、輸出におけるマーケティングや質を重視した農業の競争力強化の重要性、農村の生活環境整備の重要性等についての意見が提出され、これに基づいた質疑が交わされました。

次に、第2回目として、平成16年、昨年11月15日に第13回施策部会が開催されました。ここでは、最近の食料・農業・農村の動向、各府省が17年度予算として概算要求している食料・農業・農村関連施策のポイントについて事務局から説明を受け、「講じようとする主な施策」について審議を行いました。

この審議に際しましては、消費者の社会的責任や食育の重要性、食料安全保障の観点からの農地、担い手等を把握しておくことの重要性、女性の農業経営への参画の推進、担い手以外の者も含めました農村の社会基盤に配慮した施策の重要性等について意見が出され、これについて質疑が行われました。

最後に、平成17年3月31日に第14回施策部会が開催され、これをもとにして、「講じようとする施策」についての案が作成されております。

ここでは、「平成16年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告の要旨」と、平成17年度政府予算案等の施策の概要を、新たな基本計画の項目に沿って整理した「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策のポイント」について事務局から説明を受け、その後、審議に入りました。

この審議におきましては、フードガイドの取組や一般の人々にわかりやすいリスクコミュニケーションの取組の重要性、品目横断政策についての農村現場への情報提供の重要性、地域ブランドについての基本的考え方、技術の開発・普及に関する施策の構成、農産物直売所の多様な取組、土地改良区のあり方などについて様々な意見が出まして、そこで質疑が行われました。

これらを踏まえまして、「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)につきましましては、部会長代理にご一任いただき、本審議会に報告することについて、各委員からご了承を得ております。

お手元に配付されている資料の「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)は、ただいまご紹介した審議経過を踏まえてとりまとめたものであります。

なお、参考資料である「平成16年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」(案)についても、同様にこれまでの審議経過等を踏まえてとりまとめられております。

最後になりましたが、施策部会の審議におきましては、各委員の精力的なご協力をいただき、ここで改めてお礼を申し上げたいと思います。

以上、簡単ですが、審議の経過等についてご報告申し上げます。

○八木会長

どうもありがとうございました。

ただいまご報告いただきました案につきましまして、ご意見を伺いたいと存じます。どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問等ありましたらご発言いただければと思います。

○豊田委員

どなたもご発言がないので、ちょっと発言させていただきます。

このたびの年次報告を詳しく読みましたが、全体として、「食」と「農」の距離が拡大した要因を明らかにされて、その問題解決の取組を指し示すことを中心にされて、大変わかりやすいものになっているという印象を受けました。

また、「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革の方向を特集されておられまして、関連する幾つかのトピックスを提示されたことも、非常に時宜を得たものとして、これから広く評価されていくのではないだろうかと思います。

それだけではあれでございますので、個別的な論点でございますが、「トピックス」の2番目にあります「戦略的な農産物輸出の促進」について、若干コメントさせていただきたいと思います。

これは企画部会でも議論いたしました。グローバル化の時代には、国境の壁が低下して、地域間の相互依存の関係が長期的に拡大していくという見通しがあるかと思えます。この傾向からみまして、海外からの農産物や食品の輸入のみではなく、いわば「攻めの農政」として、農産物の輸出振興に官民一体で取り組むことは、生産者の意識改革、あるいは国内農業の見直しにとっても重要な課題ではないかと考えております。

これは、ちょうど10年ほど前にも、ミカンやニホンナシ等の農産物輸出のブームがありました。その当時とはかなり大きな違いがあると考えております。当時は、国内の過剰生産を背景として、その過剰輸出といいますか、欧米等の先進国向けや在外邦人向けに輸出するというございまして、その効果としては、国内の需給調整の意味が大きかったように記憶しております。しかし、21世紀の今日の段階では、アジアの経済成長に伴い、先進国や在外邦人の市場の周辺に、176ページ等で分析がありますように、豊かになったアジアの人々が豊かさを実感する身近なブランド品の購入機会として、日本の農産物・食品へのニーズが形成されてきたということが大きな違いかと考えております。

これは香港、シンガポールのみではなく、マレーシア等にも波及しております。私の調査の印象では、在外邦人向け市場に匹敵する現地の人々の市場規模に成長しているのではないかとみております。それらの国々では、これから食料消費の多様化が進展していくと思えますので、この需要は、成長に伴い、一定の期間継続する性格があると考えられます。したがって、日本産のブランドイメージを傷つけることなく、安定的・継続的な農産物の輸出の取組が特に重要かと思われま。実は、実際のところ、近年は、各産地が競って輸出振興に取り組んでいますが、国内市場が品不足になり、価格が上昇すると、その部分を国内に振り向けてしまっ、輸出が低下するといった傾向も出てお。今後、海外から安定的供給者として評価されるような努力が必要になってくるのではないかと考えております。そういう意味で、農産物輸出の戦略自体をグローバル化するとい。つまり、生産から流通、輸出のトータルな戦略の構築が、今後を見通すと課題になってくるのではないかと。済みません。ちょっと長くなりますけれども、これを3点ほどで整理いたしました。

この輸出システムを体と頭と心の整理ととらえますと、第1の体の整理では、新しい動きとしまして、例えば青森県のリンゴ産地や静岡の日本のお茶の産地では、輸出を中心に進めるかなり大規模な法人経営が生まれてお。生産や販売の事業体の中では、流通・加工・貯蔵施設の経営にも多角化するという事業体が生。輸出市場を継続的に重視し、輸出先国の市場情報を整備し、いろいろな条件をクリアする取組を始めて。さらに、こういった大規模経営は、周辺のサテライトとして、地域の中小規模経営からも

集荷しております、これは海外の輸出先進国にも共通する新しい担い手の特徴ではないかと思えます。こういう輸出の担い手である大規模法人経営を育て、横につないでいくという課題がまずあるのではないかと考えられます。

第2の頭の整理でございますが、海外輸出システム全体を調整する政府の役割、官民一体となった取組がますます重要になってくるのではないかと見通されます。安定的・継続的な農産物の輸出にとりまして、オーディナリーマーケティングという秩序ある市場が大切なことは国際的な共通理解でございますので、そういった方向で、国内産地の団体、経営事業体、業者の組織化をどう進めるか、輸出先国の情報をいかに入手するか、現地に進出している日系の関連企業とどう提携するか、相手国政府の理解を得て、多様な農業の共存をどう具体化するか等々、様々な課題の解決があるように思われます。この解決のためには、この白書でご指摘のような、関係する府省、外務省、経済産業省、ジェトロ、あるいは商社、流通業者など民間関係者、在外邦人団体など、非常に広い組織との連携関係の構築が不可欠ではないかと考えております。

第3の心の整理ということでは、日本の食文化をアジアの国々にお伝えし、日本文化への理解と関心を広げていく中で、お互いの農業を尊重し合う各国農業の共存を実現していく。つまり、アジアとの共生の道の一つの手段として、「攻めの農政」をとらえていくことが、実は日本産のブランドイメージ戦略にとっても不可欠なものになってくるのではないかと考えております。

この白書では、「攻めの農政」の一つの柱としまして、「戦略的な農産物輸出の促進」ということが非常に強調されておりますので、こうした面で政府の役割や協議会の役割等は極めて大きいということで、改めて注目されるのではないかと考えております。これらについては、果樹部会でもいろいろ議論がございました。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○八木会長

ほかにご発言ございませんでしょうか。

○中村委員

17年度の施策につきましては、非常によくおまとめいただいていると思えます。我々も今後、これに沿って努力していきたいと思っておりますが、これまで申し上げてきた提案もかなりございますし、最近、都市農業について、いろいろなグループがいろいろな提案をもって、我々のところに相談に来る事態も生じております。今までのような考えでなかなかうまく整理できないということで、よく考えてみますと、都市農業の農政面からの概念規定がどうもはっきりしな

いという点があるのだらうと思いますので、我々も検討しますけれども、ひとつそのあたりを今後検討いただきたいというのが1点ございます。

前回、農業者年金制度を改正してから時間がしばらく経過しております。基本計画の見直しもございましたので、現場からいろいろな意見が出ております。我々もこれを検討いたしますが、これも一つの今後の問題として頭に置いていただきたいなと思っております。

年次報告についても異議はございませんでして、大変よくまとまっていると思いますが、いつも申し上げておりますように、問題は、このPRということで、今まで小中学校の副読本をいろいろつくっていただいておりますが、副読本的にもう少し簡単に、要点だけの薄いものがないかなという気持ちがございます。

○田嶋委員

この施策を読ませていただきまして、先ほど涌野課長から詳しいお話をいただきまして、大変魅力的な農政が展開されるという感じがしたわけでありまして。

私、この中に大切な点がいろいろあると思うのですけれども、中でも大切なのは、皿の担い手の育成と確保に向けた運動を展開するということであろうかと思っております。37ページにございます。昨日もテレビで、今、日本にフリーターが200万人いて、「ニート」といわれる若者たちもふえているということでありまして、このような若者たちの新しい職場として、農業は大変魅力的なものであると思っておりますし、それをアピールすることが大切ではないかと思うのです。経営感覚にすぐれた農業生産活動を促すとか、農業生産法人、株式会社の形態をつくるとか新しい視点も盛り込まれておりますし、また、私は糖尿病が専門なのでありますけれども、若者が太陽の下で働くことを夢見ますと、彼らが大人になったときには、非常に健康な大人になるのではないかなという気がするわけでありまして。しかし、うまくアピールしないと若者たちはなかなかそちらをみてくれないということがありますので、どうぞうまく宣伝していただいて、いかに魅力的な職場であるかということも知らせるような活動を展開していただければ幸いです。

○八木会長

ありがとうございました。

今、特に、この年次報告のPR等についての意見がありましたけれども、事務局から何かアイデアみたいなものがありますでしょうか。

○涌野情報課長

この白書のPRにつきましては、従来から「白書のポイント」を作成しておりますが、字がちょっと小さくて読みにくい点もありますので、今年はもう少し大きな文字にするなどを考えております。この「ポイント」は、例年2万5,000部つくっております、必要な方々にはお分けしているということでありまして、広報宣伝にも使わせていただいております。

また、子供向けには、従来から、小学生向けに「ジュニア白書」を作成しております、昨年は13万部刷り、総合学習の時間等に使っていただいております。これは、農林水、各分野横断的なものでありまして、間伐材を使った用紙も教育的効果があるかもしれませんが、こういうもので全国の小学生の方にPRしております。

更に、4月1日から刷新いたしましたけれども、農林水産省のホームページの中でこれらをすべてみられるようになっております。これらも含めまして、また新しい方法を考えたいと思っております。

○内藤国際部長

豊田委員から、輸出について、大変貴重なご意見をお伺いしました。私ども、全国協議会を設立しまして、官民一体となって、これから総合的な輸出戦略等構築していくわけがございますけれども、今ご指摘がございました体と頭と心の整理という視点も踏まえながらやっていきたいと思っております。

ご指摘にありましたように、「攻めの農政」の柱の1つとして輸出を進めるときに、国内の農業関係者に与えるインパクトは非常に大きいと我々は思っております。単に輸出することだけではなく、それが国内にどういういい影響を及ぼすかということについても我々は十分踏まえながらやっていきたい。それに対する予算措置、きめ細かな情報提供、各国の実情に応じたような、食文化を含めたトータルとしての輸出戦略をこれから構築していきたいと思っております。ありがとうございました。

○佐藤経営局審議官

田嶋先生からニートの関係でご質問がございました。私どもは平成15年から、厚生労働省と連携いたしまして、「農林業をやってみよう」というプログラムを立ち上げておりまして、その中で、ハローワークと新規就農相談センターと連携する形で情報を提供しようということで、ハローワークのホームページは、大変アクセスの多いホームページでございますけれども、その表紙のところに、農をやってみようというバナーとございますか、項目を立てていただきまして、それを開くと、例えば農林水産業――これは林も水も入っておりますが、そうした知見のある方の説明とか、状況のお話とか、その経験談などが紹介されております。さらに、そこと就農の方のセンターとリンクされておまして、そ

こちらの方に行くと、例えば何月何日、北海道の新規就農セミナー等がどこどこであるといった情報がそれぞれ開かれていく。特に若い方には、こうしたインターネットを通じた情報の提供がよいのではないかとということで、もう少し充実していきたいと考えているところでございます。

○八木会長

委員の方、ご発言ありますでしょうか。

○平野委員

感想ですけれども、農業は環境や文化を含んでいるものであるということが違和感なく表現された理想的な報告書であると思いました。レイアウトも、余白のとり方や文字の大小、濃淡の使い分けなど読みやすいと思いました。また、参考資料2の180ページのお茶のコラムを始めとして、随所に囲みの記事があって、事例なども短いコメントでわかりやすく紹介されています。具体的な事例が添えられることで読み手のイメージがつかみやすく、報告書でありながらもエッセーのような、いわば読み手の心の内側を喚起する説得力が生まれているのではないかと思います。これからは、お役所の報告書、お役所の文書にこういった部分が必要なのではないかと思います。

先ほど、一般向けの冊子や「ジュニア白書」などがあるというご説明をいただきましたけれども、この報告書の内容が少しでも多くの人々に伝わるよう、今後の展開をしていっていただきたいと思います。

○森野委員

3点ほど申し上げたいのですが、まず、「トピックス」で「地域ブランドの確立への動き」を、知的財産戦略なども含めて位置づけたことについては、非常に前向きだと評価したいと思うのですが、個々の表現の中で、例えば、要旨の47ページの「地域ブランド化の取組」というところで「地域のイメージづくり」とか、49ページあたりだと「ブランドイメージ」なる言葉が出てくる。ブランドというのは、品質や性能など、ほかのものと差別化された特色、食べ物でいえば、おいしさやにおい、香りなど全部包含した概念だろうと思うのですね。だから、例えば「ブランドイメージ」という言葉自体、同語反復のような、馬から落馬するといった言葉ではないかなと思います。さはさりながら、「地域ブランドの確立への動き」に着目されていることは大変結構なので、今後、概念整理を少しきちとなさった方がよろしいのではないかなと思います。それが1点目です。

2点目は、Ⅲ章の農村地域の再生以降なのですが、書き出しに、人口の動向と東京圏への集中割合の話が出てくるのですが、本編の方は、第1次石油危機後やバブル崩壊直後に人口動態に変化があるときちっと書いてある。要するに、

今、地方の農村部の人口減少と東京圏への人口流入と相関関係がそうある時代ではなくなっているということを私は申し上げたいわけです。ところが、役所の文書は、十把一からげ、このような図式で書いてしまっていますけれども、ここのところはもう少しきちっと精査していただきたいなという気がします。今、地方の中核都市でも、特に高齢者の方を中心に、都心部のマンションに住むような形に変わっています。最近の居住選択の変化は、例えば東北から東京へといった形ではなくて、近場での移動だということをもう少しきちっとみていく必要があるのかなと思いました。

3点目は、Ⅲ章として「農村地域の再生と美しく活力ある農村の創造」とあって、このあたりで景観法も含めた記述がもう少しあるのかなと思ったのですが、残念ながら、「美しく」というところについての記述が本編の中でも余りみられないという印象を抱きました。そのあたりについて、私の読み込みが不足しているのかも含めて、ちょっと補足していただければと思います。

○三野委員

今回の白書は、大変新しい工夫された点が随所に入っておりまして、大変読みやすくなっております。感想といたしましては、内容的には、特に食料・農業に関しては大変詳しい分析と記述があります。農村につきましては、難しい点があろうかと思いますが、国土管理という視点から、むしろ都市政策ないし都市側からの農業の見方もあるのではないかと思います。そういう意味で、農業側としての国土管理の中での資源保全施策、あるいは環境施策を基本に記述いただくことは当然であると思いますが、単に農業施策だけではなくて、もう少し国土全体からみた視点も必要になってまいると思います。他省庁との連携も視野に入れていただければ農村施策がより明確に位置づけられると思います。

○八木会長

今の委員の方の発言に対して何かございますでしょうか。地域ブランドについて、情報課長からいただけますか。

○涌野情報課長

地域ブランドにつきましては、実は施策部会の方でも少し議論になりました。この厚い参考資料2の166ページをごらんいただきたいと思いますが、14行目から17行目にかけて、「地域ブランドの確立の基本的な考え方は、自然、歴史、文化等、地域固有の資源から生産される商品を独自の制度により認証し、厳密な品質管理を行うことにより、……」と記述してございます。この考え方につきましては、経済産業省所管の産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「地域ブランドの商標における保護のあり方について」を参考に施策部会の上原部会長代理、齋藤専門委員等のお知恵をおかりしまして、このように整理、記述しております。なお、地域ブランド自体の定義については、関係する学会等に

おいてもまだ特に定説はないとお聞きしております。必要であれば上原部会長代理から補足していただければと思いますけれども、そのような観点で記述しております。

景観につきましては、225ページをごらんいただきたいと思います。下から8行目のところで景観について記述しております。これで十分かどうかということはあるかと思いますが、ここで言及させていただいております。

三野委員からございましたⅢ章の国土管理からみた農村等については、済みませんが、今回は少し難しゅうございますので、来年、検討させていただきたいと思います。

○大木委員

都市と農村の対流というところも重要だと思うのですが、1つ質問させてください。ここの(2)のところで「カリスマ塾の実施」というのがあります。カリスマ塾というのは具体的にどういうことなのでしょうかが1つです。

先ほどのご説明で、グリーン・ツーリズムの体験者数は8割ほどおりますが、一方では、泊まっている人は3%しかいないですよということがありました。これは設備の問題という点もありますけれども、例えば、親が「休日に農村に行きましようね」といったときに、子供が「いや、僕たちはディズニーランドの方がいい。そっちに行こう」といったとしますね。そうしますと親はつい子供のいうことを聞いて、では、ディズニーに行こうと。往々にしてそのようになってくると思うのです。ですから、こういう点で親の教育をもう少ししっかりするということが1つあると思います。

もう一つは、ここにも書いてございますけれども、子供たちが学校の遠足で観光地に行く以外に、こういうところに行くときに、支援してあげることも一つの方法ではないかと思うのですね。

もう一つ、先ほどカリスマというのがありましたが、人材育成のテキストをつくって効果があったところには大いに支援して普及してもらいましょうということも一つの方法ではないかと思います。要は、リピーターをいかにして呼び寄せるかという施策を講じることが都市と農村の交流につながっていくのではないかなという感じがいたします。

○森本専門委員

資料の平成17年度のもの38ページに「農作業受託組織の育成」ということで、現場でやっている人間にとって大変ありがたいなと思う部分があるのですけれ

ども、今、地元では大型機械がどんどん導入されていっているのですが、実際、免許をもっていない人が多いのですね。トラクターでも何でも免許をもっていない。農協も大型トラクターを売っているのですね。無免許でやっているというのが現状なのです。免許をとりにいくのは自動車学校でもいいのです。それはどうにかなるのですけれども、今度、牽引が出てくるのですね。トラクターの後ろにいろいろなものを引っ張っていくのですよ。大型のトラックの牽引となると自動車学校ではなかなかとれないのですよ。熊本でいうと農業大学校がございます。農業大学校で年に1回、牽引の免許があるのですが、大型農業機械に限るという限定がついて牽引の免許がとれるのですよ。そのおかげで私たちも結構とっているのですけれども、年に1回、農大で25人ぐらいしかとれないものですから、免許がうまく回っていないというのが現状なのです。今、まだ事故がないからいいのですけれども、もし事故等があったときには、これは当然無免許運転になりますので、保険もきかないし、何もきかないわけです。「オペレーターの技能講習」とか、いろいろな育成とか書いてございますので、具体的にどういった形でそういったものややっていくのかということをもう少し明確に出していただければありがたいなと思います。

73ページの「団体の再編整備に関する施策」の中で「団体間の連携の促進」があるのですけれども、「『担い手育成総合支援協議会』とコーディネーターを核として、」という形をもう少し詳しく、わかりやすく説明していただきたいなと思うのと、「担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進する。」というの、どういったものを念頭に置いてワンフロア化あたりをして、これから先、取り組んでいこうとしているのか、また、はっきりとした担い手の定義がまだ出ていない中で、この場ではどういった者を担い手として位置づけて、こういう文章ができ上がっているのかということのをちょっと教えていただければと思います。

○八木会長

それでは、先ほどの大木委員のカリスマ塾について、農村振興局からお願いします。

○宮本農村振興局計画部長

大木委員から、観光カリスマ塾というのは何かという話がありました。今、政府全体で、「観光立国」ということで、外国の人に日本に来ていただくという運動をやっておりますが、その一環としまして、地域の観光のリーダーになるような人、農業関係でいえば、グリーン・ツーリズムの指導者的な人、旅館で日本独自のことをしっかりやっているような方を観光カリスマとして登録しております。ここでいう観光カリスマは、この概念をやや借りてきたところがございます。地域のグリーン・ツーリズムを含んだ観光の指導者になるような人材育成を図っていくための概念として、観光カリスマ塾という概念を使わ

させていただいているのだと思います。恐らく予算上の言葉として、こういう言葉を使ったのだと思います。大変わかりづらくて恐縮かもしれません。

子供への関係は、私どもも、小中学生の方々に、農業、あるいは農の現場を知っていただくことが将来の地域の活性化に向けても大事だろう、また、農村、あるいは農業に対する理解を深める上でも大事だろうということで、従前から、文部科学省と連携しながら、いろいろな活動をやらせていただいております。これは引き続き推進していきたいと思っております。

○八木会長

大木委員、よろしいでしょうか。

○大木委員

はい。ありがとうございました。

○八木会長

森本委員の発言について、経営局からお願いします。

○佐藤経営局審議官

免許の方は、私からはちょっとあれですけども、担い手問題、コーディネーター、担い手育成の問題と経営に関するご質問が幾つか出たわけでございます。基本的には、認定農業者がベースにあって、そこに、集落営農という形でその法人化の計画があるとか、担い手がその中に予定されているとか、内部の規約ができていてとか、基本的な段階でございますけれども、先ほど委員からご指摘があったように、その具体的な対象はこれからの議論ということで、そこはよくよくお話を伺いながら議論を詰めていきたいと考えているところでございます。これからの課題だと思っております。

免許の話自体は、農業機械関係の行政のことにわたるかもしれませんが、農業大学校でそういう機会を設けているということで、今、25人という制約があるということですが、その辺については、若干のフレキシビリティがあるのかないのかについては、持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。

○森本専門委員

これは熊本の例で、全国で同じ例とは限らないわけだから、どういう形でも、本当にそういったことを育成していけるのかというのを明確にしてほしいということですね。今のはたまたま熊本の例です。

○坂野技術総括審議官

車ですから、無免許はけしからんわけですね。免許はとってもらわないといけない。農林省や県が支援する場合、通常は大学校や県施設。これから農業をやる方は、これは不可欠だから、通常、県施設には運転の教習場の農業版があって、そこできちっと講習を受けて、公認というのか、しかるべき方が来て、免許をとる仕組みになっているわけですね。その合間に、県の大学校で、既に就農している方のそういう講習をやっているのがある。さらに、機械の高度技術といえますか、例えばトラクターだと、斜面を走っていると倒れますから、年間300名ほどの死亡事故があります。そのような事故を防止するために、そういう機械の熟度をさらに上げるための講習の施設が茨城にあります。そこで全国の方を集めてやっている。そういうことをやっているわけでありまして。ですから、どなたもそうですけれども、既に就農している方は、まず、免許は、しかるべく努力してとっていただくのが筋ではないかと思えます。

○森本専門委員

ただ、熊本でいいますと、この前、私がとりに行ったときもそうなのですけれども、なぜ定員が25人なのかというと、農大で先生が生徒を教えながら、その合間に一般の人も受けさせているというのです。そうすると1回の講習は25人で、それも年間に1回ぐらいが限度ですといわれるのです。今、何人ぐらい予定があるのですかといったら、もう60人か70人ぐらいあるから、何年かかかりますといわれたのですよね。そうなってくると、その人たちは乗るのですよ。だから、1年ぐらいで免許をとれるような体制をつくってやってやらないと…。私は、県議会にも頼んだのです。県の大学校だから、県の方でどうにかやっていただけないかとお願ひしたのですけれども、それもなかなかできないのです。だから、こういった育成を書くのであれば、ビジョンとして、そういったものをもう少し明確に……。集落営農が進んでいきますと、機械が大型化していますから、若い人だけではなくて、お年寄りも大型機械に乗る機会がだんだん多くなっているのですよ。私がとりに行ったときに、2人ぐらい、目が悪くてとれなかった。そういったこともありますし、そういったものをしていくことはすごくいいことだと思いますので、みんなが免許を簡単にとれるようなことまで考えていただいて、形にしてほしいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○八木会長

この点については、まず、実態を調べていただきまして、それに対するしかるべき対策を考えるということでお願ひしたいと思えます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○安高委員

私も、企画部会、施策部会の中で議論に加えさせていただきました。けれども、

特に最近1ヵ月ぐらいの現場の動きとして、水田農業ビジョンを集落に流して
いって、水田農業ビジョンをつくらなければいけないという動きになってきて
いるところもあるのです。また、基本計画の見直しが閣議決定されまして、基
本計画の見直しをにらんで、法人化や集落営農に取り組み出しているところも
ある。ところが、私も十分理解できてはいないのですが、水田農業ビジョンと
いう米政策が走って行って、その途中から新しい基本計画になっていくのか、
あるいは両方並行していくのか、農業の現場の方々をよくわかっていない。農
林水産省の中でそれが整理されているかどうかは別にして、農業現場はそれを
わかっていないのです。新しい基本計画に乗ろうとしたとき、これまた担い手
が明確でない。明確でないところで先取りしようとしている。片や水田農業ビ
ジョンを主張する農家、農業者もいれば、いや、新しい基本計画にのっとった
担い手でいくべきだという農家もいる。集落が2つに分かれて混乱している
ところもあるのです。これが、基本計画が具体化してきて、最近みえてきた傾向
です。これからもっと強くなるのではないかと思うのです。だから、もし品目
横断的政策を本当に具体化されるのならば、いろいろな外部等の要因もあるで
しょうが、農業現場という要因も非常に重要です。農業現場を混乱させない
ために、担い手の要件がみえるような形で早目に具体化していただきたい。
これは17年度における重要なことではないかなと思っております。

ここに「農作業受託組織の育成」とありますけれども、地域によっては、ある
経営形態の集落によっては、農作業の受託組織が重要な意味合いをもってくる
ところもあろうと思います。この受託組織は、安定政策の直接の対象にはでき
ないかもしれませんが、本当に必要な集落には受託組織が機能していく
ような工夫をどこかに織り込むようなことも考えていただきたい。

いずれにいたしましても、米政策の水田農業ビジョンと新農政の品目横断的政
策、この両方について、現場が混乱しないような形を早くつくっていただきた
い。お願いとして申し上げます。

○八木会長

そのほかにございませんか。

○増田委員

この新しい白書の中で、かなりのスペースを割いて、女性農業者をきちんと位
置づけるという決意がようやくみえて、私としては大変よかったと思ってお
ります。最近、農業者年金の加入者がふえているのは、女性が多くなってきて
いるということで、農業もまた女性の時代になってきたのだなと頼もしく思っ
ているところです。

もう一つ、私、昨年も同じようなことを申し上げましたけれども、農村部の生

活環境の整備が「講じようとする施策」の中に大分みえてきておりました、これは期待したいところなのでございますが、省庁連携はなかなか難しい。末端の業者の窓口では混乱もみえると聞いております。間の道路で落ちてしまっただけではいけないので、連携される国土交通省、環境省として、どのような施策をお考えでいらっしゃるかということをお聞かせいただければと思います。

と申しますのは、愛知万博は環境をテーマにして、これだけ集客しております。万博は期間が限られておりますけれども、農村部は、国民にとって永遠によい環境への来訪を待っている場所だと考えますと、グリーン・ツーリズムなどは、私自身はそれほど勉強しているわけではございませんけれども、農村部と都会とを近づけるための一番の手段になっていると思います。そのためには、少なくとも水洗トイレの普及が願われるところでございますので、伺えればと思っております。

○八木会長

国土交通省、お願いします。

○高津都市・地域整備局地方整備課長

国土交通省でございますけれども、従来から、私どもの国土交通省、環境省、農林水産省、それぞれ連携をとりながら、生活環境の整備に努めてまいっておりますのでございます。

特に水洗トイレの問題でございますけれども、「講じようとする施策」の65ページにも書いてございますが、平成17年度予算から地域再生交付金という新たな制度をつくりました。市町村ですが、公共団体の農村地域における下水道などの整備につきまして、各省が連携をとり合って進めていこうという新たな交付金制度をつくってございます。私どもといたしましては、そういった施策をうまく活用しながら、それぞれ各省が連携をとり合って生活環境整備に努めていきたいと考えています。

○八木会長

環境省、何かありますか。

○早川環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長

環境省でございますけれども、今、国土交通省からお話ございましたように、環境省の方でも、三位一体の改革を踏まえた交付金化により、今まで以上に関係府省との連携を強化したものになったと思っておりますが、一層の連携強化についてご意見があったということを担当部局に申し伝えたいと思っております。

○八木会長

ほかにご意見ございますでしょうか。

○秋岡専門委員

中身のことでなくて、テクニカルなことで恐縮なのですが、今、国土交通省の方や環境省の方からも省庁間の連携というお話が出ましたので、この農水省のレポートの中でその絡みがあるようなところには、来年か再来年ぐらいには、環境省が出していらっしゃるレポートの関係部署はここだとわかるようなアドレスなり、今だと2次元コードなりをちょっと載せていただくという感じで、読んでいるのは農水省のレポートなのだけれども、では、環境省ではどういふことがあるかなと思ったときに、ぱっと飛べるような工夫もしていただけると、読んでいる人にとってはすごく参考になるし、知識も深まっていくのでいいかなと思いました。

今年のレポートの感想なのですが、冒頭、課長さんからもお話がありましたように、文章の長さですとかいろいろな工夫をされていて、おつくりになっている方の、記録として残すということに加えて、読んでほしい、なるべく読みやすくしたい、興味を引いてほしいという熱意がものすごく伝わってくるような気がいたしました。

このレポートの中で、安心と安全の問題などで、生産者と消費者の顔のみえる関係というご説明もあったのですけれども、それに加えて、国のいろいろな政策や国がやっていることに対して、国民が信頼できるかどうかということもとても大きなことだと思うのですね。そういう意味では、こういうレポートがもっている役割も大きいと思いますし、また、国民や消費者自身ももっと勉強していかなければいけない時代になっていると思うので、基本的なテキストとして、わかりやすく読みやすくなっているのは、白書として、また一つの違った側面がすごく時代に合ったものになってきていていいのかなと思いました。

今回のレポートの中で写真もすごく活用していただいていますし、事例もとてもふえているのですが、最初に申し上げたように、白書としての限度を超えない範囲で、2次元コードやホームページのアドレスなどを付記するような形で……。こういう農業のレポートの場合、農村の事例があったときに、どんな農村なのか、ちょっと写真をみてみたいとか、災害の記事があったときに、その後どうなったのかなとか、この野菜はどんな野菜なのかなというときに、特に教育という意味では、どんなものか、どうなっているのかをビジュアルでみせることは、わかりやすくするということがありますし、このレポートが出た時点の後の情報をアップ・ツー・デートしていったら、その後どうなっているかという最新のものに置きかえるという意味でも大変大事だと思いますし、それでその白書の内容がすごく立体的にもなってくると思うのです。先々、こういう文字媒体とインターネットみたいな情報媒体との組み合わせで白書の新しいス

タイトルみたいなものもご検討いただけたら、特に農水省のレポートの場合、それは読む側にとっても大変うれしいことになるし、より役に立つものになるので、ぜひご検討いただけたらと思いました。

○八木会長

ありがとうございました。省庁間の施策の連携といいますか、あるいは情報のリンケージみたいなことは大変いいことだと思いますので、また今後ご検討いただければと思います。

ほかにご意見がございませんようでしたら、これで「講じようとする施策」についての審議を終えたいと存じますが、よろしいでしょうか。

先ほどの島村農林水産大臣からの諮問に対し、当審議会として答申することになります。私の方で用意しました答申案を配りたいと思いますので、ごらんいただきたいと思います。

（事務局から「答申案」を委員の席上に配付）

○八木会長

委員の皆様からいろいろなご意見をいただきました。その内容については、次年度、改善していただくべき点は改善していただくということにしたいと思いますが、それでも、「『平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策』については、別紙のとおり定めることが適当である。」ということではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

なお、公表までの間の情勢の変化に伴いまして、若干の文言の修正が必要となった場合は、会長一任ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そのように取り計らわせていただきます。

それでは、先ほどお配りした答申案を当審議会の決定とし、答申を大口農林水産大臣政務官に提出させていただきます。

農林水産大臣

島村 宜伸 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

八木 宏典

平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策の答申について平成17年4月12日付17情第6号をもって諮問のあった「平成17年度において講じよとする食料・農業・農村施策」について、下記のとおり答申します。

記

平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

よろしく申し上げます。

○大口政務官

どうもありがとうございました。

○八木会長

それでは、大口大臣政務官からごあいさついただきます。

○大口政務官

食料・農業・農村政策審議会の委員・専門委員におかれましては、熱心なご論議をいただきまして、心から感謝申し上げます。

本日、当審議会においてご答申いただいた「平成17年度において講じようとする食料・農業・農村施策」につきましても、今後、閣議決定を行い、国民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、その推進に全力を尽くしてまいります。

これまでの委員各位のご尽力に対しまして、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも農政の推進について、引き続きご指導、ご鞭撻いただきますよう、心からお願い申し上げます。

本当に今日はありがとうございました。

○八木会長

どうもありがとうございました。

それでは、これで本審議会の議事を終えることとなりますが、事務局から何か

ございますでしょうか。

○涌野情報課長

白書の公表の期日についてでございますけれども、これから必要な手続をとらせていただきますと、昨年と同様、5月の中旬以降となるかと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○八木会長

本日は、有意義なご議論をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——